★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう!!★★★ NDEX

令和5年9月1日発行

○お知らせ

令和5年介護サービス施設・事業所調査にご協力を!(厚生労働省所管)

- 令和5年度第1回福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内
- 令和5年度 訪問看護にかかる支援策について
- GビズIDの取得にご協力ください

・介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業

▋所評価加算の届出は、10月13日(金曜日)締切りです!

- 令和5年度 介護職員スキルアップ研修【実践編】受講生募集開始
- ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業【1】事業拡充のお知らせ【2】説明

「令和5年度 生産性向上に向けた人材育成セミナー ~人材育成の仕組みつ

■くり~」(動画配信形式)【申込最終締切:12月19日】

第230号 . 令和5年度「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」の実施

【・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

○令和5年介護サービス施設・事業所調査にご協力を!(厚生労働省所管)

厚生労働省が全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に 着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とし、毎年10月1日を基準日として行っている調査です。

この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージ」が各介護サービス施設・事業所に調査票を送付し回収 いたします。ご協力をよろしくお願いします。

【お問合せ先】

「厚生労働省福祉・介護施設調査事務局」

(フリーコール)0120-577-714

(開設期間)令和5年9月25日(月曜日)から同年12月28日(木曜日)まで(土・日・祝日を除く。)

午前10時から午後6時まで

- ※調査についてのお問合せは、直接こちらの事務局にお願いします。
- ※調査票は9月下旬から各施設・事業所に順次発送予定です。

○ 令和5年度第1回福祉用具専門相談員スキルアップ講習会のご案内

お知らせ

- 1 講習内容
- ★福祉用具専門相談員研修ポイント制度 対象★

テーマ: 『障害別福祉用具の選び方と使い方』

脳血管障害、パーキンソン病、認知症など、高齢者に多くみられる症例のそれぞれの特性に即して、福祉用具の 選び方、使い方を学びます。

- 2 受講対象
- ①福祉用具専門相談員指定講習会 修了者
- ②福祉用具貸与・販売店等で貸与・販売や相談などの業務に従事している方
- ③その他、特に受講を希望する方
- 3 講習日時

令和5年10月12日(木) 午前9時30分~午後4時30分

- 4 講師
- (有) 望月彬也リハデザイン 代表取締役 望月 彬也 氏
- 5 講習会場

公益財団法人 東京都福祉保健財団 「研修室3、4」および「福祉用具実習展示室」

(新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階)

- 6 定員
- 30名(先着順)
- 7 受講料
- 3,000円
- 8 申込期間

令和5年9月28日(木)まで

9 申込方法

ホームページ(URL: https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_shitei/)に申込書を掲載しておりますので、必要事項を記載しメールにてお申込みください。

【お問い合わせ】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当

電話:03-3344-8514 FAX:03-3344-8531

○ 令和5年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和5年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html)

Q 東京都訪問看護推進総合事業

< R5年度東京都討問看護推進総合事業>

74	3年度果京都の向着護性医院宣事系/					
	事業名	申請期限等				
	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	9月29日(金)必着				
補助金事業	(2)-1訪問看護ステーション代替職員(研修及 び産休等)確保支援事業 【研修代替職員確保への支援】	6月以降新規開設したステーション等は研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請してください。				
	(2)-2訪問看護ステーション代替職員(研修及 び産休等)確保支援事業 【産休等代替職員確保への支援】	6月以降に看護職員が産休等で休業することに なったステーション等は代替職員を任用しようと する月の前月10日までに、都担当者まで連絡の 上、申請してください。				
	東京都開設準備経費等支援事業 ★訪問看護ステーションの大規模化又はサテライト型事業 所の設置に伴い、事業所の専用面積の増加かつ看護職員 の増員がある場合に限ります。	※ <u>開設前6か月に係る経費</u> であり、かつ補助事業期間内に支出された経費が対象です。 ※ホームページをご確認の上、下記問い合わせ先までご連絡ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/kaisetujyunbi.html				
	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。				
	「東京都訪問看護教育ステーション事業」					

訪問看護ステーション新任訪問看護師交流会の開催

東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの新任訪問看護師の方を対象とした交流会を開催します。

【対象】新任訪問看護師 ※訪問看護経験がO~3年程度の訪問看護師

【内容】新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言 等や新任訪問看護師同士の交流を行います。

【参加費】無料

【お申込み方法】「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへ直接お申 込みください。

【日時】令和5年9月8日(金) 午後6時30分から午後8時30分まで 【テーマ】在宅におけるターミナルケア (前半)講義 (後半)グループワーク 【会場】三茶しゃれなあど 集会室スワン(世田谷区太子堂2-16-7) 【定員】30名 【申込締切】令和5年9月1日(金) 【申込先】訪問看護ステーションけやき FAX 03-5450-8296 上記のほか、令和6年2月までに4回予定しています。 詳細は、決定次第、以下東京都ホームページ等でご案内します。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouikukouryukai.html 【基礎実務コース】 11/23(木•祝)、12/2(土) 【経営安定コース】 11/26(日)、12/3(日) 管理者指導者育成研修 ★今年度はオンライン(zoom)で実施します。 その他の取組 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施し 受講申込受付中(締切:9月25日) ます。 詳細はホームページをご覧ください。 ※育成定着推進コースは受付終了しました。 ※看護小規模多機能型居宅介護実務研修について は別途ご案内いたします。 訪問看護人材確保事業 ※詳細は別途ご案内いたします。 令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師才 ンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開してい 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用くださ い! 訪問看護オンデマンド研修の動画公開中 https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4q RZnyDTlzPTAr5MPDQTri9STE ※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公 開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TELO3-5320-4216

第1回(実施者:訪問看護ステーションけやき)

○GビズIDの取得にご協力ください

お知らせ

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。

今年度から、サービス提供体制確保事業などの補助金の申請受付を電子化するほか、事業所の新規指定申請・更新申請・変更届について、段階的に電子申請とする予定です。

これらの電子申請にあたってはGビズIDの取得が必要になりますので、お早めにご準備をお願いします。

<ポイント>

・GビズIDは、行政サービスにログインするための共通認証システムで、以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。

デジタル庁ホームページ: https://gbiz-id.go.jp/top/

- ·IDの申請は事業者(法人)単位で行っていただきます。
- ・GビズIDには、メンバーとプライムがあり、補助金申請等にはプライムの取得が必要です。
- ・申請には印鑑証明書が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、補助金等の締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。

<その他>

- ・事業所の新規指定申請を行うためには、添付書類の登記事項証明書を電子データで提出するため、GビズID の他に、登記情報提供サービスの利用申し込みも必要です。
- ・以下リンク先の一般社団法人民事法務協会のホームページから申請します。
 - 一般社団法人民事法務協会のホームページ: https://www1.touki.or.jp/gateway.html

<お問合せ先>

・GビズIDに関すること

GビズIDヘルプデスク 0570-023-797

【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メールでもお問合せ可能です。(下記URL参照)

https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html

- ・登記情報提供サービスに関すること
- 一般財団法人 民事法務協会 0570-020-220

【受付時間】8:30~18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

Web フォームや FAX でもお問合せ可能です。(下記URL参照)

https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html



○介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価

加算の届出は、10月13日(金曜日)締切りです!

お知らせ

介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業所において、令和6年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、令和6年度も算定を希望する場合には再度届出の必要はありません。

なお、**届出の適用日は、必ず11月1日以前の日付を記載してください**。適用日がそれ以降の(例えば「令和6年4月1日」と記載されている)場合、令和6年度の事業所評価加算の評価対象事業所となりません。

	評価の申出をしていない事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する 届出書」にて「事業所評価加算(申出)の有 無」を「1なし」で届出している事業所)	すでに評価の申出をして <u>いる</u> 事業所 (「介護給付費算定に係る体制等に関する届出 書」にて「事業所評価加算(<u>申出)の有無」</u> を <u>「2.</u> あり」で届出している事業所)
令和6年度	届出必要	届出不要
算定 希望する	「2.あり」として届出してください。	【再提出の必要はありません】

【提出期限】令和5年10月13日(金曜日)必着

【提出書類】介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ※様式については下記ホームページをご覧ください。

【提出先・お問い合わせ先】

◆介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設除く)及び介護予防訪問リハビリテーション 〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階 公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室 TEL:03-3344-8517

【様式等】

- 東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(通所リハビリテーション) > 加算届
 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha.html
- 東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ(**訪問リハビリテーション(病院、診療所)**) > 加算届 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/15_houriha_minashi.html
- ◆介護予防通所リハビリテーション(介護老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階 東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当

TEL:03-5320-4264

【様式等】東京都福祉局 > 高齢者 > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設変更届出等様式

https://www.fukushi.metro.tokvo.lg.ip/kourei/shisetu/rouken/henkou.html

○令和5年度 介護職員スキルアップ研修【実践編】受講生募集開始!

お知らせ

1 研修の目的

高齢者介護において、その人らしい暮らしを支えるためには介護職や医療職との連携は不可欠です。日常生活を支援する介護職員には、高齢者の心身の変化にいち早く気づき、適切に医療職につなげる役割が期待されます。

そこで本研修では、職場内の職員育成にあたる中堅職員が、高齢者の医療的知識や医療職との連携のポイントについて実践的に学ぶことで、職場全体における介護の質を高めることをめざします。

2 対 象

都内に所在する以下(①~⑮)の介護保険事業所において A、B、C の条件を全て満たした方 A:介護職員として実務に従事していること

- B:介護福祉士等の資格を有すること
- C:研修受講後に事業所内での伝達研修を行えること

①訪問介護事業所(夜間対応型含)	②訪問入浴介護事業所	③通所介護事業所(認知症対応型、 地域密着型含)
④通所リハビリテーション事業所	⑤短期入所生活介護事業所	⑥短期入所療養介護事業所
⑦認知症対応型共同生活介護事業所	⑧小規模多機能型居宅介護事業所	⑨定期巡回·随時対応型訪問介護看 護事業所
⑩特定施設入居者生活介護事業所	⑪介護老人福祉施設	
(包括型、地域密着型含。ケアハウス、有料老人	(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活	⑩介護老人保健施設
ホーム 及びサービス付高齢者向け住宅)	介護事業所含)	
③介護療養型医療施設	⑭介護医療院	⑤看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)

3 研修受講の流れ(①~⑤の全課程ご参加願います)

①講義動画視聴 (収録型 WEB 研修)	配信期間:令和5年 11 月 7 日(火)10:00~11 月 21 日(火)17:00		
②動画視聴後 レポート提出	令和5年11月21日(火)〆切(Google フォームより提出) ※提出いただけない場合は③講義・演習に参加いただけませんのでご注意 ください。		
	第1回(定員75名)	第2回(定員75名)	
③講義・演習 (Zoom によるライブ型 WEB 研修)	令和5年 12月1日(金) 13:30~16:00	令和5年12月14日(木) 13:30~16:00	
WED BITTED	※各回とも内容は同じです。		
↓ ④事業所にて☆ 伝達研修を実施	演習終了後、令和6年1月末までに実施		
⑤伝達研修報告書を提 出	令和 6 年 2 月 1 日(木) 〆切 (Google フォームより提出)		

4 内 容

	科目名(時間)	内容·講師
収		脱水や低栄養状態、誤嚥性肺炎など、高齢者に多い症例を出しながら、
収録型像	高齢者の日常生	介護職員として医療知識の有無が高齢者の生活の質にどのような影響
修蚤	活における介護の	を与えるかを考え、高齢者自身がその人らしく暮らすために必要な医療
占研	気づき(90分)	知識を学ぶ。
研		医療法人社団つくし会 理事長 新田國夫 氏

	高齢者の日常生 活を支える介護に おける気づき(実 践編)(70分)	医療的知識に基づく高齢者の心身の変化に対する気づきの幅を広げ、 利用者一人ひとりに即したケアを行うために必要な視点を学ぶ。 いきいき訪問看護ステーション 宮近郁子 氏
WEB研修	医療介入への気 づきと状態の観察 とその対応(130 分)	利用者の日々の変化に医療的ニーズがあることに気づき、観察の視点や利用者の健康状態の確認方法について学ぶ。 社会福祉法人武蔵野療園 法人本部事務局 研修室長 後藤いづみ 氏

5 受講料 無料

6 申込みについて

- (1)申込締切 令和5年10月19日(木) ただし、定員になり次第締め切ります。
- (2)申込方法

施設・事業所ごとに発行されている ID・パスワードで「けんとくん」にログインし、受講申込フォームに必要事項を入力の上、お申込みください。

詳細は下記【お申込み・お問合せ先】の URL(研修受付システム「けんとくん」)をご確認ください。

【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室 介護職員スキルアップ研修担当 (湯沢・高柳・村上) 〒112-0006 文京区小日向 4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター1 階

TEL:03-5800-3335 FAX:03-5800-0449

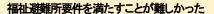
研修受付システム「けんとくん」 https://www.kentokun.jp/

【1】事業拡充のお知らせ【2】説明会(第2期)のご案内

【1】事業拡充のお知らせ

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業は、都内に所在する介護保険サービスを提供する民間の事業所等に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境の実現と、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。本事業は、令和4年度より福祉避難所要件に該当しない事業所への支援を拡充しました。

令和3年度			
災害時対応要件	福祉避難所		
助成対象事業所	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 等		
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大20戸		
助成率	7/8		



在宅系サービスの事業所にも支援を拡充

令和4年度~			
災害時対応要件	福祉避難所	区市町村との災害時協定 (安否確認、災害時のサービ ス提供等)	不要
申請区分	(ア)福祉避難所	(イ)災害時協定締結事業所	(ウ)災害要件なし事業所
助成対象事業所	特別養護老人 ホーム 介護老人保健 施設 等	訪問介護事業所 通所介護事業所 等	介護事業所
	助成金交付要綱第4条に定める介護保険サービス事業所		
助成上限戸数	利用定員数に応じ最大20戸		
助成率	7/8 1/2		

事業の詳細及び申請スケジュール等は東京都福祉保健財団のホームページにてご確認ください。

※令和5年度の申請区分(ア)福祉避難所、(イ)災害時協定締結事業所の事業計画書の受付は終了しました。

【2】説明会(第2期)のご案内

申請を検討中の法人を対象に、事業概要、具体的な書類の書き方及び疑問点にお答えする説明会を開催します。

◇ 内容

事業概要(助成内容、スケジュール等)及び、申請区分(ウ)災害要件なし事業所 における交付申請書等の作成方法について

◇ 今後の開催予定

日 付	開始時刻	定 員	申込締切日
10月 3日(火)	14:30 ~	100名	9月28日(木)
10月16日(月)	10:00 ~	100名	10月11日(水)

◇説明会会場

公益財団法人東京都福祉保健財団 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル 19階多目的室2

⇒ また、本説明会(第1期)の動画を東京都福祉保健財団のホームページ上に掲載しています。 動画の視聴や説明会の申込みについては、下記ページよりご確認ください。 https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/setumeikai/

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/

「介護サービスの質の向上」のためには、人材の定着・確保が欠かせません。 人材の定着・確保には自施設・自事業所に合った「人材育成の仕組みづくり」が重要となり、 人事制度やキャリアパスを導入することが有効な手段とされます。

- ●人材育成の仕組みづくりについてお悩みの介護サービス事業者の皆様へお伝えします!✓人事制度・キャリアパスの導入の流れ
 - ✓人事制度・キャリアパスの改善・運用についての豊富な事例
 - ✓人材育成に欠かせない OJT の仕組みづくり
- ●リーダーの方と新任職員の方向けに OJT の重要性や意義、 実践例をお伝えする<u>職層別セミナー</u>もご用意しました。 事業者内の研修にもぜひご活用ください。



- 〇主な配信内容(約120分(予定)) ~お申込みいただくと、以下3種類の動画をご覧いただくことができます~
 - (1) 生産性向上に向けた人材育成セミナー ~人材育成の仕組みづくり~
 - (2) リーダー層向け人材育成セミナー ~リーダーの役割やOJT のノウハウを学ぼう~
 - (3) 新任職員層向け人材育成セミナー ~人材育成の仕組みや OJT について学ぼう~

〇対象事業所

都内介護事業所(居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所を除く)

〇申込方法

オンライン受付システムにログインし、施設・事業所毎にお申込みください。 詳しいお申込み方法は、財団ホームページをご覧ください。

(研修受付予約システム: https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/index.php)



東京都福祉保健財団 人材育成セミナー



オンライン受付システム

Oスケジュール

配信期間:9月27日(水曜日)~令和6年1月15日(月曜日)

申込最終〆切:12月19日(火曜日)

申込日に応じて、順次受講できます。詳しいスケジュールは、財団ホームページをご覧ください。

〇問い合わせ先

公益財団法人東京都福祉保健財団 介護現場改革担当(セミナー) 冨山・松本 TEL:03-3344-7275 FAX:03-3344-8531

(財団 HP: https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/ikusei seminar/)



財団ホームページ

○令和5年度「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」の実施につい

7

お知らせ

都では、都内の介護事業所等で働く<u>介護職員が研修を受講する間の人員体制確保のため</u>、都で委託した人材派遣会社から<u>代替職員を派遣</u>する事業を実施しております。(※派遣料は東京都が負担いたしますので、**事業所の負担はございません**。)

介護サービス事業者が、介護職員等が研修等に参加しやすい環境づくりを行うことを支援し、介護職員のキャリアアップを促進します。

【対象事業所】

都内(島しょ地域を含む)に所在する次の事業所が対象です。

- ・指定居宅サービス事業所 ・指定介護予防サービス事業所 ・指定居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設 ・指定地域密着型サービス事業所 ・指定地域密着型介護予防サービス事業所
- ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付高齢者向け住宅

【対象職種】

介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員

【対象となる研修】

- ・事業所が、現任介護職員の資質向上を図るため、当該事業所が策定する研修計画に基づき研修等に参加させる場合
- 例)介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修、介護福祉士国家試験受験対策講座等、国、都、市 町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等
- ・外部機関からの依頼等に基づき、介護職員等の資質向上等のための研修における講師として、現任介護職員の派遣等を行う場合

※代替職員の登録状況により、派遣のご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業は、 東京都の委託を受けた人材派遣会社(株式会社メディカル・コンシェルジュ)が行います。 ご利用、ご相談については下記の連絡先へご連絡ください。

株式会社メディカル・コンシェルジュ

電話 03-6863-2323(受付:平日 9:00 ~ 18:00)

https://www.concier.net/ex/recruit/client-tokyo-training/



○「高齢者見守い人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守 りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

- ◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法
- ◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント
- ◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、<u>講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。</u>高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間 : 2023年4月1日から2024年3月31日まで ★土日祝日も実施できます!★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらし WEB(下記)」を参照のこと。)

講義時間 : 原則 午前10時から午後8時までの間で、1~2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所: 都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費 用:無料

申込条件 : ●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ

の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付: 2023年4月1日から2024年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法 : 下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3

週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TELO3-5614-0635(月~金曜日<祝日·年末年始除<>午前9時30分~午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

- *この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております*
- * 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています *

くご案内>

~9 月は関東甲信越ブロック共同・高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です~ 詳細は、以下の【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEBをご覧ください。

https://www.shouhiseikatu.metro.tokvo.lg.ip/center/campaign/kourei press.html